

大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大磯町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大磯町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第18条中「31万5千円」を「33万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大磯町消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた大磯町消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

令和8年6月16日提出

大磯町長 池田 東一郎